

熊本県歯科医師国民健康保険組合特定健康診査等実施計画

序章 計画策定にあたって

平成 20 年度から「高齢者医療の確保に関する法律」に基づき、生活習慣病の発症や重症化予防のため、医療保険者にメタボリックシンドローム（内臓脂肪症候群）に着目した特定健康診査（以下「特定健診」という。）及び特定保健指導の実施が義務付けられている。

熊本県歯科医師国民健康保険組合では、平成 20 年 4 月に「特定健康診査等実施計画（第 1 期）」を策定して、特定健診・特定保健指導を実施し、生活習慣病の予防と早期発見・早期治療に取り組んでいる。特定健康診査等実施計画は、5 年を一期として定めることとされており、第 1 期（平成 20 年度～平成 24 年度）が終了することに伴い、第 2 期（平成 25 年度～平成 29 年度）の計画の策定を行う。

第 1 章 熊本県歯科医師国保組合の現状

1. 被保険者の状況・年齢構成

平成 24 年度末の当組合の被保険者数は、甲種組合員 691 人、乙種組合員 2,047 人、家族 1,999 人、合計 4,737 人で構成されている。そのうち、甲種組合員の平均年齢は 54 歳である。なお、特定健診の対象者である 40 歳から 74 歳の被保険者数は 1,937 人で、全体の 40.9%となっている。

(1) 被保険者の年齢推移と構成人（比率）

年度 年齢	20 年度	21 年度	22 年度	23 年度	24 年度
65 歳～74 歳	182 (3.9)	195 (4.2)	185 (4.0)	202 (4.3)	230 (4.9)
40 歳～64 歳	1,563 (33.0)	1,604 (34.3)	1,644 (35.5)	1,682 (35.7)	1,707 (36.0)
0 歳～39 歳	2,985 (63.1)	2,879 (61.5)	2,798 (60.5)	2,826 (60.0)	2,800 (59.1)
合 計	4,730 (100.0)	4,678 (100.0)	4,627 (100.0)	4,710 (100.0)	4,737 (100.0)

(2) 種別による年齢推移と構成人（比率）

（平成 24 年度末現在）

種別 年齢	甲種組合員	甲種家族	乙種組合員	乙種家族	合計
65歳～74歳	109 (15.8)	96 (6.4)	11 (0.5)	14 (2.8)	230 (4.9)
40歳～64歳	521 (75.4)	463 (31.1)	644 (31.5)	79 (15.5)	1,707 (36.0)
0歳～39歳	61 (8.8)	931 (62.5)	1,392 (68.0)	416 (81.7)	2,800 (59.1)
合計	691 (100.0)	1,490 (100.0)	2,047 (100.0)	509 (100.0)	4,737 (100.0)

2. 医療費の傾向と特定健診受診率

(1) 受診率

（％）

種別 年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
甲種組合員	53.64	54.66	55.08	59.33	57.06
甲種家族	58.17	58.60	62.76	62.37	62.11
乙種組合員	53.15	52.82	54.68	55.66	53.99
乙種家族	196.27	67.78	67.93	67.04	68.00
平均	56.44	56.59	58.83	59.61	58.57

(2) 一件当たりの費用額

（円）

種別 年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
甲種組合員	20,663	27,584	26,211	26,922	22,469
甲種家族	9,561	10,157	10,826	12,310	11,762
乙種組合員	9,098	9,249	9,161	9,704	9,613
乙種家族	9,872	10,054	10,559	11,626	12,182
平均	10,980	12,274	12,327	13,409	12,573

(3) 特定健診受診者数・受診率

（平成 23 年度）

種別	対象者数	受診者数	受診率
甲種組合員	621 人	435 人	70.0 %
甲種家族	536 人	259 人	48.3 %
乙種組合員	589 人	434 人	73.7 %
乙種家族	92 人	15 人	16.3 %
合計	1,838 人	1,143 人	62.2 %

第2章 第1期特定健診等実施計画の実施状況

1. 特定健診の受診率

平成20年度から3年間の推移を見ると、目標値は達成しているが横ばい傾向にある。平成23年度からは健診実施機関を変更したことにより受診者数が増加している。種別ごとに見ると、甲種組合員と乙種組合員の受診率は70%を超えているが、家族の受診率は50%に満たない状況にある。

	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
目標受診率	40%	45%	50%	60%	70%
受診率	51.9%	55.7%	55.1%	62.2%	63.7%
対象者数	1,688名	1,740名	1,780名	1,838名	1,894名
受診者数	876名	970名	980名	1,143名	1,206名

2. 特定保健指導の実施率

保健指導を利用する者が少ないため、目標値は達成できていない。

	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
目標実施率	10%	20%	30%	40%	45%
実施率	4.2%	6.5%	4.8%	5.2%	3.1%
動機付け支援対象者数	107名	112名	96名	124名	98名
終了者数	4名	9名	4名	10名	3名
積極的支援対象者数	105名	104名	132名	105名	131名
終了者数	5名	5名	7名	2名	4名

第3章 計画の期間及び目標

この計画は、5年を一期とし、第2期は平成25年度から平成29年度とする。また、平成25年度から平成29年度の各目標値を次のとおり設定する。

目標実施率

	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
特定健診の受診率	70%	70%	70%	70%	70%
特定保健指導の実施率	30%	30%	30%	30%	30%
メタボリックシンドローム該当者・予備軍の減少率					25%

第4章 特定健診・特定保健指導の実施

特定健診の実施年度中に40～74歳となる加入者で、かつ当該実施年度の一年間を通じて加入している者（年度途中での加入・脱退等異動のない者）のうち、妊産婦等除外規定の該当者（刑務所入所中、海外在住、長期入院等）を除いた者に対し、毎年度、特定健康診査等実施計画に基づき実施する。

1. 対象者の見込み数 (人)

	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
被保険者 A	4,698	4,717	4,738	4,760	4,782
特定健診対象者数 B	1,832	1,840	1,848	1,856	1,865
動機付け支援者数 C	104	105	105	106	106
積極的支援者数 D	123	123	124	124	125

- ・ Aは、25年度予算の被保険者見込み数を基礎とし、過去2年間の月平均増減数を乗じて算出
- ・ Bは、23年度法定報告の被保険者数に対する対象者数の比率を、各年度Aに乗じて算出
- ・ Cは、23年度法定報告の特定健診対象者数に対する動機付け支援対象者の比率を、各年度Bに乗じて算出
- ・ Dは、23年度法定報告の特定健診対象者数に対する積極的支援対象者の比率を、各年度Bに乗じて算出

2. 特定健診等の実施場所

特定健診等の実施場所は、熊本県内の14郡市において実施する。（日時・場所については別途通知する。）

3. 特定健診の実施項目

- (1) 基本的な健診項目（既往歴の調査、自覚症状及び他覚症状の検査、身体計測、血圧測定、血中脂質検査、肝機能検査、血糖検査、尿検査）
- (2) 追加検査項目（腎機能検査）
- (3) 詳細な健診項目（医師が必要と判断したものを選択：貧血検査、心電図検査、眼底検査）

4. 特定健診等の実施時期及び期間

特定健診及び特定保健指導の実施時期は、別途通知する。

5. 特定健診等の実施者

- (1) 特定健診に係る業務は熊本県地区医師会立共同利用施設に委託して行うものとし、契約の形態は個別契約とする。
- (2) 特定保健指導に係る業務は熊本県地区医師会立共同利用施設に委託

して行うものとし、契約の形態は個別契約とする。

6. 周知及び案内の方法

特定健診等の周知は、広報誌への掲載により努める。

また、特定健診等の対象者に対する事業の案内方法は、事業所宛に案内状を送付する。

7. 事業者健診等受診者に係るデータの収集方法

事業者健診等受診者に係るデータについては、被保険者本人の同意を得たうえで、事業主に対して本事業の趣旨の理解を求めるとともに、データの提供を依頼する。

この場合に、データの提供は可能な限り磁気データにより受けるものとするが、事業主が磁気データにより保存していない場合においては、熊本県歯科医師国民健康保険組合において磁気化することとし、その費用は熊本県歯科医師国民健康保険組合が負担する。

また、事業主健診による健診項目が熊本県歯科医師国民健康保険組合において実施する特定健診の項目に不足するときは、当該不足項目について被保険者に説明を行うとともに、理解を求め、同意のうえで、熊本県歯科医師国民健康保険組合の負担により実施する。

8. 特定保健指導対象者の階層化

- ・レベル4（医療との連携グループ）

現在、生活習慣病（糖尿病、高脂血症、虚血性心疾患、脳血管疾患等）で治療中の人

- ・レベル3（医療との連携グループ）

レベル4以外の人で、受診勧奨判定値であり、健診機関の医師の判断により医療機関受診が必要とされた人

- ・レベル2（特定保健指導グループ）

階層化により、動機づけ支援、積極的支援レベルとなった人

- ・レベル1（特定保健指導以外の保健指導グループ）

階層化により、レベル4からレベル2に該当しない人（情報提供）

9. 実施に関する毎年度のスケジュール

特定健診及び特定保健指導の実施にあたっての毎年度のスケジュールは次のとおりとする。

- （1）特定健診 毎年 7月～10月（予定）
- （2）特定保健指導 毎年 12月～3月（予定）

第5章 個人情報の保護

1. 個人情報の保護

熊本県歯科医師国民健康保険組合職員及びその他事業に従事する者（関係事業の委託を受け、その事業の実施を行う者を含む。）は、特定健診等の記録の管理等にあたって、「個人情報の保護に関する法律」、「熊本県歯科医師国民健康保険組合個人情報の保護に関する規程」及びその他関連するガイドラインを遵守し、個人情報の保護に万全を期するものとする。

2. 特定健診等の記録の保管体制

特定健診等に係るデータは、熊本県歯科医師国民健康保険組合にて保管する。なお、保存期間は5年とする。

第6章 特定健康診査等実施計画の公表及び周知

この実施計画の公表にあたっては熊本県歯科医師国民健康保険組合広報誌及び熊本県歯科医師会ホームページを活用するとともに、特定健診及び特定保健指導が以下の趣旨に基づいて実施されるものであることを組合会等において普及・啓発することとする。

第7章 特定健康診査等実施計画の評価及び見直し

実施計画に定めた目標値達成のため、達成状況を客観的に評価し、見直しを図るものとする。計画の見直しは、評価の結果、計画を変更する必要性が生じた場合は、その状況の変化に基づき行うものとする。

なお、特定健診等の円滑な実施を確保するため必要な事項が生じた場合は、理事会において協議するものとする。